

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）	
要望項目名	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>石炭の掘採事業を営む者の事業場内において石炭の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途に用いる軽油について、1KLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免税。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>上記用途に供される軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。</p>	
関係条文	<p>地附則12条の2の7第1項第5号</p> <p>地方税法施行令附則第10条の2の2第6項</p>	
減収見込額	<p>（初年度） — （▲340） （平年度） — （▲340） （単位：百万円）</p>	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>炭鉱構内のみで使用する軽油に係る軽油引取税を免税することにより、採掘原価を低減し、国内石炭の安定的掘採及び供給を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>国内石炭のほぼ100%近くを海外に依存する中、国内石炭炭鉱の生産量は国内消費の0.6%ではあるものの、国内資源の確保という点からも貴重な存在のため、その存続が必要。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		—

合理性	政策体系における政策 目的の位置付け	政策名： 3. 資源エネルギー・環境政策																								
	政策の 達成目標	石炭の安定供給確保を図る。																								
	税負担軽減措置等 の適用又は延長期 間	平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間																								
	同上の期間中の達 成目標	採掘原価の低減により国内石炭の安定的掘採及び供給を図る。																								
有効性	政策目標の 達成状況	<p>・軽油引取税の免税により国内石炭事業においては、過去5年(平成18年度～22年度)で1社あたり約38百万円(同期間1社あたり純利益約63百万円の約60%)の採掘原価の低減に寄与しており、国内石炭生産の継続に貢献。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業者数</th> <th>減税額(百万円)</th> <th>会社純利益(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>8</td> <td>274</td> <td>343</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>8</td> <td>301</td> <td>588</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>8</td> <td>291</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>8</td> <td>305</td> <td>382</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>8</td> <td>345</td> <td>542</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 北海道経済産業局鉱業課の各社聞き取りによる</p>		事業者数	減税額(百万円)	会社純利益(百万円)	平成18年度	8	274	343	平成19年度	8	301	588	平成20年度	8	291	660	平成21年度	8	305	382	平成22年度	8	345	542
		事業者数	減税額(百万円)	会社純利益(百万円)																						
平成18年度	8	274	343																							
平成19年度	8	301	588																							
平成20年度	8	291	660																							
平成21年度	8	305	382																							
平成22年度	8	345	542																							
要望の措置の 適用見込み	<p>平成18年度～平成22年度の適用者数は対象8社中すべてが対象。23年度から26年度においても適用者数は同数で推移する見込み。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>免税軽油使用量(8社合計)(KL)</th> <th>免税軽油使用量(8社合計)(KL)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>8,551</td> <td>平成23年度 10,745</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>9,373</td> <td>平成24年度 10,745</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>9,486</td> <td>平成25年度 10,745</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>9,514</td> <td>平成26年度 10,745</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>10,745</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 北海道経済産業局鉱業課の各社聞き取りによる</p>		免税軽油使用量(8社合計)(KL)	免税軽油使用量(8社合計)(KL)	平成18年度	8,551	平成23年度 10,745	平成19年度	9,373	平成24年度 10,745	平成20年度	9,486	平成25年度 10,745	平成21年度	9,514	平成26年度 10,745	平成22年度	10,745								
	免税軽油使用量(8社合計)(KL)	免税軽油使用量(8社合計)(KL)																								
平成18年度	8,551	平成23年度 10,745																								
平成19年度	9,373	平成24年度 10,745																								
平成20年度	9,486	平成25年度 10,745																								
平成21年度	9,514	平成26年度 10,745																								
平成22年度	10,745																									
要望の措置の効果見込 み(手段としての有効 性)	本税制は、国内石炭掘採事業者が炭鉱構内で使用する機器の動力源としての軽油にかかる措置であり、当該制度によりその採掘原価を直接的に低減する実効的効果がある。																									
相当性	当該要望項目以外の税 制上の支援措置	—																								
	予算上の措置等の要求 内容及び金額	—																								
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との関 係	—																								
	要望の措置の 妥当性	<p>① 国内石炭の取引価格は、海外の輸入価格とのバランスで決定され、ユーザーの価格交渉力が強いいため、課税分を価格に転嫁することは困難。</p> <p>② 仮に課税することとなれば、各企業の純利益の大半が失われることとなり、企業の存立が困難となりかねない。</p> <p>③ 国内石炭事業者の存立が困難になれば、低廉な石炭供給が不可能となり、高騰しつつある海外炭への依存を余儀なくされることとなる。</p>																								
ページ	—																									

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p><算出方法> 北海道経済産業局の各社聞き取り実績(軽油使用数量)に免税額(32.1円/L)を乗じ算出(8社合計)。 (単位:千円)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成18年度</td> <td>274,479</td> <td>平成23年度</td> <td>344,900</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>300,872</td> <td>平成24年度</td> <td>344,900</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>291,343</td> <td>平成25年度</td> <td>344,900</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>305,393</td> <td>平成26年度</td> <td>344,900</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>344,900</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平成18年度	274,479	平成23年度	344,900	平成19年度	300,872	平成24年度	344,900	平成20年度	291,343	平成25年度	344,900	平成21年度	305,393	平成26年度	344,900	平成22年度	344,900		
平成18年度	274,479	平成23年度	344,900																		
平成19年度	300,872	平成24年度	344,900																		
平成20年度	291,343	平成25年度	344,900																		
平成21年度	305,393	平成26年度	344,900																		
平成22年度	344,900																				
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・石炭掘採事業者は現在8社、その全てが当該課税免除措置を受けている。また、8社中7社が中小企業であるとともに北海道空知地域の地域経済に、大きな役割を果たしている。 ・軽油に代わる代替燃料はなく、本措置が延長されなければ、直近5年を見ても露天石炭事業等を生業としている会社のほとんど(8社中6社)が赤字に転落することになり、存続(倒産)に影響する。 ・仮に本制度廃止により国内炭鉱事業者の存立が困難となれば、直接・請負だけでも600名以上の雇用が失われることになるとともに、地元自治体への鉱産税約60百万円や本措置廃止に伴う税収見込み(約3億円)も失いかねない。 ・8者の石炭掘採事業者は、地元経済を支える主要産業であり、連関する事業として、石炭輸送に始まり、重機・車輛・燃料・火薬類・資機材類の購入、修理等、地域経済に及ぼす影響(売上原価及び販管費(労務費除く)は8社合計250億円程度)は甚大である。 																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>																				
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和36年度(創設) 課税免税対象用途は「石炭の採掘、積み込み又は運搬のために使用する機械の動力源」。 ○ 平成21年度税制改正により軽油引取税は目的税(道路特定財源)から普通税に改められたことにより、用途制限が廃止。課税免税措置については3年間(平成21年度～平成23年度末)存続。 																				

—